磐田市発券機及び広告モニターシステム

導入業務プロポーザル実施要領

磐田市

**１　趣旨**

この要領は、磐田市発券機及び広告モニターシステム導入業務(以下「本業務」という。)

の「契約候補者」を選定するために必要な事項を定めるものである。

**２　業務内容**

(1)業務名

磐田市発券機及び広告モニターシステム導入業務

(2)業務目的及び業務内容

別紙「磐田市発券機及び広告モニターシステム導入業務仕様書」(以下「仕様書」とい

う。)のとおり。

(3)選定方法

プロポーザル(公募型簡易)方式

応募事業者が１社以上あった場合、プロポーザルは成立するものとする。

(4)実施期間

令和７年６月１日から令和12年５月31日の５年間

(5)契約限度額

０円（広告収入を充てるため設置及び維持管理に要する経費は無償）

ア　設置事業者は、本市に対し広告モニターへの広告掲載料を納入すること。提案金額は、月額とする。ただし、市役所庁舎に係る行政財産の目的外使用料（消費税含む）は別途納付とするため、提案金額には含まないこと。

イ　次の費用については、設置事業者の負担とする。

設置や運用に係る費用、定期保守に係る費用、事故の対応等に係る費用、広告主募集に係る費用、広告映像や行政情報映像作成更新に係る費用、又本市の機構改革や災害時等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じた際の移設や増設に伴う費用についても、設置事業者の負担とする。

ウ　やむを得ない理由により本市の費用負担を必要とする場合は、企画提案書にその内容を明記すること。

(6)スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日時 |
| 実施要項公表 | 令和６年12月17日 |
| 質問書受付 | 令和６年12月17日～令和６年12月23日 |
| 質問書回答 | 令和６年12月17日～令和６年12月25日 |
| 参加意思表明書・資格確認調査書受付 | 令和６年12月17日～令和７年１月９日 |
| 提出書類・辞退届受付 | 令和７年１月14日～令和７年１月20日 |
| 選定委員会(プレゼンテーション) | 令和７年１月28日 |
| 選定結果通知 | 令和７年１月31日 |

**３　参加に関する事項**

1. 参加手続き

①　実施要領の配布

ア　配布日　令和６年12月17日(火)

イ　配布方法　磐田市ホームページ掲載

②　参加意思表明書及び資格確認調査書の提出

ア　受付期間　令和６年12月17日(火)から令和７年１月９日(木)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

　　　イ　受付時間　午前８時30分から午後５時00分（必着）

ウ　受付方法　参加を希望される方は参加意思表明書(様式第１号)及び資格確認調査書（様式第２号）に記入の上、郵送または持参のいずれかにより、「９問い合わせ先及び書類提出先」へ受付期間内に提出すること。

エ　参加資格確認　参加意思表明書（様式第１号）及び資格確認調査書（様式第２号）を提出した全事業者に対し、その内容を審査したうえで、令和７年１月10日(金)までに参加意思表明書に記載の電子メールアドレス宛に参加資格確認通知を送信する。

オ　参加資格が無い場合　参加資格が無いと通知された事業者は、通知を受けた日の翌日から起算して５日(土日及び祝日を含まない)以内に、書面(任意)により、市に対して参加資格が無いと認めた理由について説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

③　参加に関する質問

ア　受付期間　令和６年12月17日(火)から令和６年12月23日(月)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ　受付時間　午前８時30分から午後５時00分(必着)

ウ　受付方法　質問書（様式第３号)に記入の上、郵送、FAX又は電子メールにて「９　問い合わせ先及び書類提出先」へ受付期間内に提出する。なお、質問書（様式第３号）を提出した場合には、必ず電話で確認を行うこと。なお、実施要領の内容等に関する電話や口頭による質問は受けない。

エ　回答方法　全参加事業者宛て、令和６年12月25日(水)までに電子メールにて回答する。

④　提出書類及び作成に係る注意事項

・次の書類をアから順に１冊のファイルにまとめて提出すること。

・必要な場合は追加資料の提出を求める場合がある。

・提出書類はＡ４版縦長用紙を用い、横書両面で作成すること。Ａ３版用紙を使用する場合にはＡ４版に折り込むこと。

・書類の提出にあたっては、１事業者につき複数の提案をすることは認めないものとし、提出書類受付期間終了後は書類の差し替え又は撤回することはできない。

ア　企画提案書(様式第４号)

イ　会社概要等(様式第５号)

ウ　会社の過去の同種又は類似業務実績(様式第６号)

・令和２年４月１日から令和７年３月31日までに完了した・完了する代表的な業務実績を５件まで記載すること。なお、令和６年度業務については完了予定とすること。

・同一自治体で複数の業務実績がある場合には、１つの様式(１ページ)にまとめて記載すること。

・同種業務実績の記載にあたっては本市と同規模の実績を優先すること。

エ　提案システム概要(様式第７－１号)

オ　業務の実施方針・実施フロー(様式第７－２号)

・本業務の取り組み方針や重視する事項、本市と提案者の役割分担、業務の進め方、緊急時の対応、実施フロー等について簡潔に説明すること。また、本業務における提案者の有する専門性をどのように発揮するかについても記載すること。

カ　その他業務改善に関する提案(様式第７－３号)

・本業務にあたって実現可能な構想について提案があれば、その概要を記載すること。ただし、この提案は概念のみを列記するのではなく、提案者自身が他自治体において採用した経験がある事項等を具体的に記載するものとし、かつ契約限度額の範囲内において実現可能なものとすること。

キ　業務工程表（様式第８号）

・契約締結から構築・試用・サービス開始までを作成すること。

ク　誓約書（様式第10号）

ケ　見積書（様式任意）

・見積書に記載する金額は、消費税及び地方税を含む金額とすること。

・イニシャルコスト、ランニングコスト、ソフトウェア・ハードウェア等を積算して作成すること。

・様式第７－３号「その他の業務改善に関する提案」で、別費用が掛かる場合は、見積書を分けて提出すること。また、提案する課題の項目ごとの費用（構築に必要な金額及び月額運用料等）がわかるような形で作成すること。

・追加提案で別費用が掛かる場合であっても、契約限度額を超える提案には対応しかねるので注意すること。

コ　見積明細書(様式任意)

⑤　書類の受付

ア　受付期間

令和７年１月14日(火)～令和７年１月20日(月)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ　受付時間

午前８時30分～午後５時00分(必着)

ウ　提出方法

「９問合せ先及び書類提出先」まで郵送又は持参により提出すること。

エ　提出部数

６部（正本１部（綴込みなし）、副本５部）

(2)参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を全て充たし、業務を安定的に実施できるものとする。

①　磐田市物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年磐田市告示第37号）に規定する有資格者又は磐田市物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年磐田市告示第37号）に規定する資格を登録予定である者。

②　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号)第167条の４に掲げる者でないこと。

③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接に関係を有する者でないこと。

④　２年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。但し、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年　法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、上記3参加に関する事項(2)参加資格①に規定する入札参加資格を再度有することとなった者を除く。

⑤　前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。但し、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、上記３参加に関する事項（2）　参加資格①に規定する入札参加資格を再度有することとなった者を除く。

⑥　債務不履行により、所有する財産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

⑦　国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

⑧　磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱(平成23年３月24日磐田市告示第55号)に基づく指名停止期間中でないこと。

(3)留意事項

①失格事項

参加者が次に掲げる要件に該当した場合は審査の対象から除外する。

ア　提出書類に虚偽の記載があると判断された場合

イ　この要領に定める提出方法、提出先、期限に適合しない場合

ウ　参加資格を充たしていないことが判明した場合

エ　参加者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

オ　見積書において「上記２業務内容(５)契約限度額」で示している契約限度額を超える提示をした場合

カ　参加意思表明書の提出から契約締結までの間に、本市の指名停止措置を受けた場合

キ　会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合

ク　その他、公平な競争の妨げになる行為や事実があったと本市が判断した場合

②　提出書類の取扱い

ア　特許権等

提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は参加者が負うものとする。

イ　提出書類の記述内容に不整合等があった場合には、本市に有利と思われる記述内容を正しいものとみなす。

ウ　提出書類の返却はしない。

③　参加の辞退

参加意思表明書（様式第１号）の提出から書類を提出するまでに辞退する場合及び書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第11号)を令和７年１月20日(月)までに「９　問合せ先及び書類提出先」に提出すること。

④　参加に当たっての費用負担

本プロポーザルに参加するにあたって必要となる費用は、全て参加者の負担とする。

**４　プレゼンテーションの実施方法**

1. 令和７年１月20日(月)までに、提出された企画提案書に基づき、質疑応答方式のプレゼンテーションを実施する。
2. プレゼンテーションの構成は自由とするが、30分以内とする。

(目安:説明20分+質疑10分)

(3)プレゼンテーションに際し、新たな資料の提出は求めないが、補足説明等に必要な場合は別途用意すること。

(4)プレゼンテーションに機器(プロジェクター、パソコン等)を使用する場合は、参加者側で用意すること。(電源、テーブル、椅子、スクリーンを除く)

(5)プレゼンテーションの順番は本市において決定するものとし、開始時間等の詳細については別途通知する。

(6)プレゼンテーション参加者の出席者は３名以内とすること。

(7)本市は、プレゼンテーションを録画又は録音することができるものとする。

(8)プレゼンテーションに係る事項で要領に記載のないものについては、その都度本市が指をする。

(9)質疑応答の際、システムの操作性を確認する場合がある。可能な範囲でデモンストレーションを確認できる環境を用意すること。

**５　審査・選定等に関する事項**

1. 審査

企画提案書及びプレゼンテーションは、別に定める評価基準に基づき「磐田市発券機及び広告モニターシステム導入業務選定委員会」において審査し、評点が上位１位になった者を「契約予定者」、上位２位になった者を「次点候補者」として選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、選定委員の多数決にて「契約予定者」及び「次点候補者」を選定する。

(2)配点

各審査員は、各評価項目について評価を行い、審査員全員の合計得点をもって評価する。評価の最低基準点は60点以上とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 配点 |
| システムの仕様等 | 50 |
| 維持管理体制 | 30 |
| 業務実績 | 10 |
| 価格 | 10 |
| 合計 | 100 |

(3)審査結果の通知

選定結果は契約予定者及び次点候補者を含めて、全ての参加者に書面で通知する。

(4)審査結果の公表

審査結果は、本市ホームページにて公表する。なお、ホームページへの公表は、契約予定者の事業者名のみとする。

(5)選定後の協議

本市は、まず契約予定者と期間を定めて企画提案の内容をもとに委託契約締結に向けて必要な協議を行う。期間内に、契約予定者との協議が合意に至らない場合又は、契約予定者が「上記３参加に関する事項(3)留意事項①失格事項ア及びカからクまで」のいずれかに該当した場合は、契約予定者との交渉を終了し、次点候補者と協議を行う。

(6)その他

非契約予定者として通知された事業者は、通知を受けた日の翌日から起算して５日(土日及び休日を含まない。)以内に、書面(任意様式)により、市に対して非契約予定者と認定した理由について説明を求めることができる。市は、非契約予定者と認定した理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

**６　契約の締結**

市は、契約予定者と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、契約予定者から改めて見積書を徴収し、その金額が予定価格の範囲内であった場合は、その者と契約を締結する。なお、本委託事業に係る予算が市議会で議決されない場合、又はその他の理由により本業務委託が実施できなくなった場合にあっては、どの事業者とも契約を締結しないことがある。この場合、本市及び本市議会に対し、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償を請求できないものとする。

・契約締結に係る費用は、受託者の負担とする。

・受託者は契約後、提案内容を明記した業務計画書を提出すること。

**７　その他**

(1)今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、本市は、業務内容及びプロポーザルスケジュールを変更又は中止できるものとする。なお、本プロポーザルの過程において、先の事態になった場合、本市は参加者に対して一切責任を負わないものとする。

(2)企画提案書の作成、プレゼンテーションへの出席等、プロポーザルに必要な経費は参加者の負担とする。

(3)参加意思表明書の提出期限以降の参加申込みは認めない。

(4)企画提案書の提出期限以降の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーション当日の補足説明資料は除く。

(5)プロポーザル参加者が、他のコンサルタント等の協力を得て又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

(6)企画提案書等、提出された書類は返却せず、本市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。

(7)企画提案書等、提出された書類は、提出者に無断で使用しないこと。

(8)プロポーザルは、契約予定者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約すものではない。

(9)プロポーザル参加者が１社の場合でも、提案プレゼンテーションを実施し審査を行う。審査の結果、最低基準点を満たした場合には、契約予定者として選定する。但し、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は再度公募を行う。

(10)契約書の作成に係る費用は、受託者の負担とする。

(11)契約を締結する場合において、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。なお、提案内容は、本市と協議の上、変更することができるものとする

(12)企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効にするとともに,虚偽の記載をした者に対して磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

(13)企画提案書等、提出された書類は、磐田市情報公閑条例等の法令に基づき、公表に供する場合がある。非公開としたい情報がある場合は、非公開としたい情報届出書(様式第９号)により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、磐田市情報公開条例第７条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開できるものとする。

(14)プロポーザル参加者は、プロボーザルの手続きにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないこと。

(15)本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮した上、適宜、本市が判断するものとする。

**８　様式・添付資料**

(1)参加意思表明書(様式第１号)

(2)資格確認調査書(様式第２号)

(3)質問書(様式第３号)

(4)企画提案書(様式第４号)

(5)会社概要等(様式第５号)

(6)会社の過去の同種又は類似業務実績(様式第６号)

(7)提案システム概要(様式第７－１号)

(8)業務の実施方針・実施フロー(様式第７－２号)

(9)その他の業務改善に関する提案(様式第７－３号)

(10)業務工程表(様式第８号)

(11)非公開としたい情報届出書(様式第９号)

(12)誓約書(様式第１０号)

(13)辞退届(様式第１１号)

**９　問合せ先及び書類提出先**

〒438-8650　静岡県磐田市国府台３番地１

磐田市役所　総務部市民課窓ログループ(本庁舎1階)

電話：0538-37-4816

ファックス：0538-37-2871

電子メール：shimin@city.iwata.lg.jp

以上